平成 24 年 1 月

雇用保険ご加入の皆様へ

■雇用保険法の改正により、2010 年4月1日より加入要件が変更されています

＜旧＞ i) 6 ヶ月以上の雇用見込みがあること
ii) 1 週間あたりの所定労働時間が 20 時間以上であること

⇩

＜変更後＞ i) **31 日**以上の雇用見込みがあること
→初回の契約が 31 日未満であっても、その後、当社を派遣元とした派遣就労をする可能性が1％でもあれば、初回契約期間の初日から加入することとなります。(ハローワークより)
ii) 1 週間あたりの所定労働時間が 20 時間以上であること (従来どおり)

(注) 上記改正により、雇用保険に加入しても失業給付の受給につながらないケースが発生します。

例) 同一の事業主 (派遣元) による雇用保険加入期間 (①5/1～5/31 ②7/1～7/31 ③9/1～11/30)

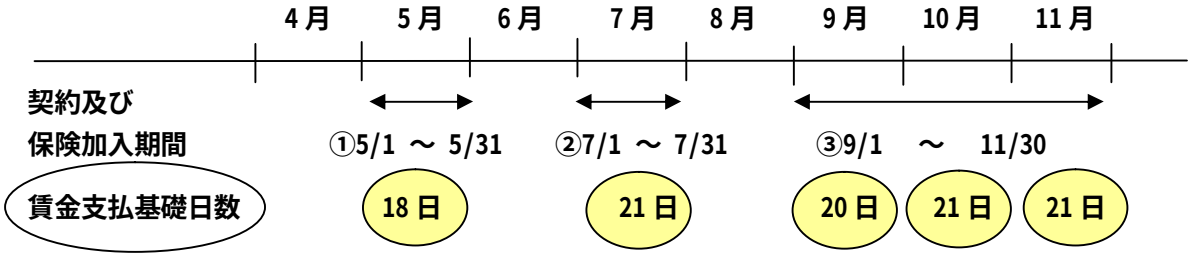

今回の改正により、①、②、③の期間はいずれも雇用保険に加入しなければならなくなりますが、
③の契約満了後に雇用保険を脱退した場合、失業給付の受給に必要な条件
雇用保険に加入していた期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払いの基礎となった日数 (出勤日数、有給休暇取得日数等) が 11 日以上ある月が 12 ヶ月 (または 6 ヵ月) 以上を満たさないため、この事業主の元で交付される離職票だけでは、失業給付は受けられません。

ただし、一定の条件を満たすことで、前後の会社の離職票を合わせて受給することが可能です。

ご不明な点につきましては、カスタマーサービス部スタッフサポート課 (03) 6703-8339 までお問い合わせください。

Avanti Staff corp.